

食安輸発0721第1号
平成21年7月21日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産活鰻)

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号にて通知した
ところでは、

今般、中国産活鰻については、輸入実態及び関係団体からの中国における養殖
から輸出までの適正管理の報告を踏まえ、下記のとおり、試験品採取の方法を改
めることとしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

- 1 中国産活鰻の試験品採取の方法については、別表2の7から別表2の4に改
める。
- 2 平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号の活鰻に係る部分を廃止する。